臨時の認証維持製品試験において、追加した強化炉で製造した強化ガラスの品質の一部がJISを満足しなかったことから、鉱工業品等認証省令第15条第2項第一号に基づき、追加した強化炉で製造した強化ガラスについて2025年3月10日より認証マーク等の使用の一時停止中

製品認証登録リスト（詳細）

認証に関する事項の詳細

認証番号		GBMY08001
認証日（契約締結日）		2008 年 9 月 3 日
被認証者の氏名又は名称 （法人番号） 及び住所		マレーシアシートガラス株式会社 (—) マレーシア セランゴール州スンガイブロー47000 21 キロメーター
認証に係る日本産業規格の番号及び名称		JIS R 3211 自動車用安全ガラス
日本産業規格の種類又は等級		別表に示す
鉱工業品又はその加工技術の名称		自動車用安全ガラス
認証の区分		合わせガラス、強化ガラス(3.5mm 以上)、 強化ガラス(3.5mm 未満)
認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地		マレーシアシートガラス株式会社　スンガイブロー工場 マレーシア セランゴール州スンガイブロー47000 21 キロメーター
表示事項		･JIS マーク ･適合する JIS の種類又は記号 ･一般財団法人 日本建築総合試験所の略称
付記事項		・認証番号又は製造業者名若しくはその略号 ・適合する JIS で定める表示事項
表示の方法		1 製品ごとに、表面に、腐食し、若しくは吹き付け又は焼き付けなど容易に消えない方法 なお、1 包装ごとに表示を付す場合は、外面に、印刷し、若しくは押印し、証紙の取り付けなど容易に消えない方法
認証を行った鉱工業品の個数又は量に係る事項	個数又は量	–
	識別番号又は記号及びその表示の方法	–
認証に係る産業標準化法の根拠		第 37 条第 1 項

表１　認証に係る製品の種類

認証の区分	種類
合わせガラス	合わせガラス A
強化ガラス（3.5mm 以上）	強化ガラス
強化ガラス（3.5mm 未満）	強化ガラス